（様式２）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

**誓約書兼登録申請事項確認リスト**

住所

氏名

佐世保市ミルクボランティア事業に登録・活動するにあたり、運用ガイドラインにおける要件を満たし、遵守事項を守ることを誓約します。

誓約に反することが判明した場合または登録内容に虚偽があった場合は、登録を取り消され、一時預かりの猫の返却を求められても異論はありません。

　次の確認事項について，チェック欄の該当部分に✔を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 確　認　事　項 |
|  | 佐世保市および近郊に在住する，成人である。※本紙提出の際、免許証等身分証を確認させて頂きます |
|  | 猫を飼育できる住居に住んでおり、屋内で終日のお世話が可能である。（集合住宅又は賃貸の場合、猫の飼育が規約、契約等で認められている） |
|  | 子猫の一時預かりについて、同居家族全員の同意が得られ、動物アレルギーの家族は居ない。 |
|  | 子猫の一時預かりにあたり、適正な室温、衛生的な飼育環境を確保できる。 |
|  | （動物を飼育している場合）①犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を行っている。②猫の場合、完全屋内飼育している。③犬・猫の場合、１年以内に混合ワクチンの接種等を行っている。④飼育している犬猫と一時預かりの子猫を隔離できるスペースがある。 |
|  | 一時預かりの子猫の所有権は佐世保市に帰属することを理解し、預かり期間が終了したとき、又はセンター職員が指示したときには、速やかにセンターに子猫及び支援物品等を返却できる。 |
|  | 一時預かりの子猫による危害、損害等が発生した場合、市に対しその責任を一切問わない。また、損害を受けた場合も賠償請求しない。 |
|  | 一時預かりの子猫が逸走または死亡した場合は、速やかにセンターに連絡できる。 |
|  | 一時預かりの子猫の健康観察を的確に行い、体調不良等の問題が起きた際には、速やかにセンターに連絡して指示を仰ぐことができる。また、必要に応じて、センターや動物病院に連れていくことができる。 |
|  | その他、センターの指示に従うことができる。 |